

●香川県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年3月9日

香川県知事 浜田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成29年11月18日	いわた歯科クリニック	坂出市旭町1丁目1番17号
平成30年1月1日	歯科しろとりごうだ	東かがわ市白鳥89番地1
平成30年1月5日	薬局 ファーム&ファーマシー	仲多度郡多度津町西浜12番地6
平成30年1月29日	アイン薬局 城坤店	丸亀市津森町594番地3